

毎週火、金曜日発行（但休日に当る時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

鳥取県規則第三十九号

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

この規則中「遊興飲食税」を「料理飲食等消費税」に改める。

第三十条第一項第九号及び第十号を次のように改め

る。

九 料理飲食等消費税領収証用紙受払簿

十 料理飲食等消費税領収証用紙検印押なつ簿

第三十二号様式

◇規則

- 鳥取県税条例施行規則の一部改正
- 食品衛生法施行細則の一部改正
- 災害救助法施行細則の一部改正
- 歯科技工士試験審議会規程の廃止
- 耕地整理組合換地計画の変更認可
- 水産物市況産地受信事業補助金交付要綱
- 基準看護施設の承認
- ◇公安規則
- 警察職員の定員の配分に関する規則の一
部改正
- 標準看護施設の開催

規則

◇告示

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

昭和三十六年七月十一日

第二十七号様式その六（表）中「遊興飲食税」を

九条第三項」に改める。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

削除

第四十条中「条例第七十九条第四項」を「条例第七十

「料理飲食等消費税台帳」に改める。
 第三十二号様式中「遊興飲食税領収証用紙受取簿」を
 「料理飲食等消費税領収証用紙受取簿」に改める。
 第三十二号様式の二十一「遊興飲食税領収証用紙受取簿」を
 「遊興飲食税領収証用紙受取簿」に改める。

第六十三号様式中「遊興飲食税特別徴収義務者指定書」を
 「遊興飲食税特別徴収義務者指定期定書」に改め
 る。

第六十三号様式及び第四十七号様式 削除

第六十六号様式及び第四十七号様式を次のように改め
 る。

第六十六号様式中「遊興飲食税特別徴収義務者指定期定書」を「料理飲食等消費税特別徴収義務者指定書」に改め
 る。

(施行期日) 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。
 (遊興飲食税の帳簿に関する経過規定)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の

第六十号様式及び第四十七号様式を次のように改め
 る。

第六十六号様式中「遊興飲食税特別徴収義務者指定期定書」を「料理飲食等消費税特別徴収義務者指定書」に改め
 る。

第六十六号様式及び第四十七号様式 削除

第六十六号様式及び第四十七号様式を次のように改め
 る。

第六十六号様式中「遊興飲食税特別徴収義務者指定期定書」を「料理飲食等消費税特別徴収義務者指定書」に改め
 る。

(遊興飲食税の指定書に関する経過規定)
 3 この規則の施行前ににおいて、旧規則第四十四条から
 第四十九条までの規定により行なつた指定書の交付は、
 それらの交付のあつた日において新規則の規定に基づ
 いてしたものとみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公
 布する。

昭和三十六年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
 食品衛生法施行細則(昭和三十二年十一月鳥取県規則
 第四十九号)の一部を次のように改正する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公
 布する。

昭和三十六年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
 災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第
 十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の二の三中「五〇円以内」を「七〇円以
 内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月
 一日から適用する。

申請者が法人の場合は、名称、事務所所在地、代
 表者の氏名を記入すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六
 月一日から適用する。

附 則

鳥取県歯科技工士試験審議会規程を廃止する規則をこ
 こに公布する。

昭和三十六年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「料理飲食等消費税台帳」に改める。

第三十二号様式中「遊興飲食税領収証用紙受取簿」を
 「料理飲食等消費税領収証用紙受取簿」に改める。

第三十二号様式の二十一「遊興飲食税領収証用紙受取簿」を
 「遊興飲食税領収証用紙受取簿」に改める。

「料理飲食等消費税台帳」を「料理飲食等消費税領収証用紙受取簿」に改める。

第六十六号様式及び第四十七号様式を次のように改め
 る。

鳥取県規則第四十二号

鳥取県歯科技工士試験審議会規程を廃止する規則

鳥取県歯科技工士試験審議会規程（昭和三十一年八月鳥取県規則第六十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日から適用する。

（目的）

第一条 知事は、水産業振興のため、水産物市況産地受信事業（以下「受信事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

第二条 補助金交付の対象は、受信事業を行なう市町村、水産業協同組合又は水産物生産地卸売市場の開設者（以下「受信事業者」という。）で農林大臣の承認があつたものとする。

第三条 補助率は、補助事業に要する経費の三分の一とする。

（補助金の交付申請）

第四条 受信事業者は、補助金の交付の申請をしようとする。

昭和三十六年七月十一日 火曜日 鳥取県公報 第3240号 4

00169

昭和三十六年七月十一日 火曜日 鳥取県公報 第3240号 4

するときは、次の各号に掲げる書類を添えて、規則第五条の規定に基づく補助金交付申請書正副三部を知事に提出しなければならない。

一 事業計画書（様式第一号）

二 収支予算書（様式第二号）

三 水産物市況受信契約の内容を明らかにした書類の写

（申請事項の変更）

第五条 受信事業者は、規則第十一条の規定による事業内容等の変更についての知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第三号）正副二部を知事に提出しなければならない。

（受信事業の遂行の報告）

第六条 受信事業者は、規則第十七条第二項の規定により知事の指示を求める場合には、受信事業の遂行が困難となつた理由及び受信事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

5 昭和三十六年七月十一日 火曜日 鳥取県公報 第3240号 4

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第四号のとおりとし、当該補助金の交付のあつた日の属する会計年度経過後二十日以内に正副三部提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金について適用する。

様式第一号

水産物市況産地受信事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業計画及び経費の配分

(1) 事業主体

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 払込済出資額

(5) 事業実施地

(6) 事業実施期間

(7) 水産物市況の広報方法

(8) 所要経費

00172

昭和36年7月11日 火曜日 鳥取県公報 第3240号 6

様式第二号

収支予算書

収入の部

区 分	前年度予算額又は (本年度予算額)	本年度予算額又は (本年度精算額)	差引増減			備 考
			増	引	減	
県費補助金						
負担金						
計						

支出の部

区 分	前年度予算額又は (本年度予算額)	本年度予算額又は (本年度精算額)	差引増減			備 考
			増	引	減	
水産物市況産地受信事業費						

様式第三号

鳥取県知事 氏

名 殿

申請者住所

氏

番 号 年 月 日

名 ④

昭和 年度水産物市況産地受信事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日付受水第 号で補助金交付決定通知のあつた、水産物市況産地受信事業は、下記事由により計画を変更したいから、昭和 年度水産物市況産地受信事業補助金交付要綱第五条の規定により申請します。

記

昭和36年7月11日 火曜日 鳥取県公報 第3240号 8

事業の変更

事項	原計画	変更計画	変更理由	
事項	割当額	変更額	比較増減	変更に伴う経費算出の基礎
項目	単価	金額	単価	金額
2 経費の変更				

2 経済の変更

樣式第四號

鳥取県知事 氏

番目序

任
職

四

昭和
年度水產物市況產地受信事業実績報告書

昭和年月日付受水第一号による補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり水産物市況産地受信事業を実施したので、昭和36年度水産物市況産地受信事業補助金交付要綱第七条の規定によりその実績を報告します。

- 3 民衆有及び市場業者の水産物市況の利用状況及びその利用による水産物の価格形成は取引改善に及ぼした影響

4 水産物市況の内容に関する意見

5 収支精算書

6 様式第二号の様式に準じて作成するものとする。

7 その他必要な事項

9 昭和36年7月11日 火曜日 鳥取県公報 第3240号

鳥取県告示第三百九十五号

湖山町堀越第三区耕地整理組合から申請のあつた耕地整理換地計画の変更は、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条第三項の規定により、昭和三十六年七月三日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十六年七月十一日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十六年七月十一日
鳥取県知事 石破二朗

別表 定員配置表

職員別 課(校)署別	警察官						一般職員
	警視	警部	警部補	巡査長	巡査	計	
秘書課	1	1	1			3	4
会計課	1	1				2	17
警務課	2	2	4			8	22
教養課	1	1	2	2		6	6
捜査課	2	4	6	7		19	4
防犯課	1	2	4	3		10	7
鑑識課	1	1	2	3	1	8	17
警備課	2	5	7	16		30	5
警ら交通課	1	2	4	7	2	16	10
警察学校	1	1	2	2	20	26	4
小計	13	20	32	40	23	128	96
岩井署	1	1	2	4	13	21	3
鳥取署	1	5	8	21	84	119	9
郡家署	1	2	4	6	33	46	6
智頭署	1	1	2	3	14	21	1
浜村署	1	1	3	4	15	24	4
倉吉署	1	4	6	15	58	84	10
八橋署	1	1	3	5	21	31	6
米子署	1	5	9	21	94	130	14
境港署	1	3	5	5	27	41	7
溝口署	1	1	2	3	14	21	3
黒坂署	1	1	2	5	15	24	2
小計	11	25	46	92	388	562	65
合計	24	45	78	132	411	690	161

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則・

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護施設として、次のとおり承認した。

施	設	基準	看護	承認年月日	採用点数表
名稱	在地	（看）第一七号	一般三棟六七床	昭和三六、七、一乙表	
鳥取生協病院	鳥取市東品治町一〇番地				

鳥取県告示第三百九十六号

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取地区

(1) 聽聞の期日及び場所

昭和三十六年七月二十日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

(2) 聽聞当事者の住所及び氏名

イ 八頭郡河原町大字佐貫二六四

西 谷 厚 美

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額 一二〇円 (配達料共)

県

口 鳥取市中大路七七番地 山崎 美貴雄
二 中部地区
(1) 聽聞の期日及び場所
昭和三十六年七月二十一日 午前九時三十分から
倉吉市明治町 倉吉警察署

(2) 聽聞当事者の住所及び氏名
倉吉市荒神町四一五 山田宗忠
西伯郡淀江町大字平岡七

三 米子地区
(1) 聽聞の期日及び場所
昭和三十六年七月二十一日 午後一時三十分から
米子市万能町 米子警察署

(2) 聽聞当事者の住所及び氏名
山内寿延